

兵庫地方最低賃金審議会

第1回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年8月22日（金） 10時00分～11時51分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	清田委員、千田委員、三上委員
労働者委員	遠藤委員、片山委員、小西委員
使用者委員	金子委員、鈴木委員、松岡委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官 山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (3) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻になりましたので、ただ今から、第1回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、全員御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので御報告いたします。 では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。 審議に入ります前に、労働基準部長より挨拶を申し上げます。 ○岡本労働基準部長 おはようございます。労働基準部長の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 各委員におかれましては大変お暑い中、お忙しい中、当専門部会の委員に御就任いただきましてありがとうございます。	

最低賃金につきましては、皆様御承知の通りこれから御審議いただきます特定最低賃金の他に地域別最低賃金がございます。

地域別最賃につきましては8月8日に答申をいただき、過去最高の64円の引き上げの時間額1,116円となり、今、法令の手続きをしているところであり、順調に行けば10月4日からの発効ということになります。

こういった形を受けてこれから特定最低賃金について御審議いただきますが、兵庫県内では9つの特定最低賃金があり、そのうちの7つにつきまして労働側の皆さんから改正の申出があり、今その審議が行われているところです。

64円、地域別最賃が上がったことから、もし10月4日に効力が発生しますと多くの特定最低賃金が一度は地賃より下回りますが、この輸送用機械は地賃より下回ることなく現在1,126円で特賃の中で一番高いという状況にあります。

そういった状況の中で本日は改正の必要性があるかどうかの御審議をいただくということで、特定最低賃金におきましては、労使のイニシアティブにより、主体性を持った審議をしていただいて、そこに公益の委員の方々のお力添えをいただきながら円滑に審議が進めば良いなと思っているところでございます。

事務局といたしましても、有益な審議が行われるよう努めて参りたいと存じます。

地域別最賃が例年より遅く発効するというところで、この特定最賃の審議についても非常に日程がシビアになっておりまして、委員の皆様には日程調整等で御無理をお掛けしますが、何卒御理解、御協力を賜り、円滑な審議をお願い申し上げます。

○山中労働基準監督官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もありますので、お手元の資料1ページに添付している委員名簿にて各自御確認をいただくことで替えさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、議題（1）「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、公益代表委員の中から選挙で選出することとなっておりますが、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするというようにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山中労働基準監督官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いします。

○清田委員

公益側委員で事前に打合せしております。部会長には千田委員、部会長代理に三上委員を推薦することで調整していますので、この2名を推薦したいと思います。

○山中労働基準監督官

ただ今、部会長に千田委員、部会長代理に三上委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様、いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山中労働基準監督官

異議なしとの声をいただきましたので、部会長に千田委員、部会長代理に三上委員が選出されたものと、確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

○千田部会長

部会長に選出されました千田です。慎重審議に努めたいと思いますので、よろしくお願いします。

はじめに、専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。

労働者側の委員は、どなたにされますか。

○小西委員

小西でお願いします。

○千田部会長

使用者側委員は、どなたにされますか。

○松岡委員

松岡でお願いします。

○千田部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は部会長である私と小西委員、松岡委員とすることとします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代替りの委員を指名すること

にしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

それでは、次の議題（２）「兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に、改正決定の必要性の有無については、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

○安積賃金室長

では、事務局より説明させていただきます。

兵庫県最低賃金につきましては、９件の特定最低賃金がございます。

お手元に１枚ものでお配りしていますＡ３版の「兵庫県の最低賃金」のカラー刷りリーフレットを御覧ください。

これは、現在の兵庫県の地域別最賃とともにその下の四角枠に現在設定されている特定最低賃金を一覧にしたものです。

この特定最賃につきましては、真ん中の表に地域別最賃である兵庫県最賃 1,052 円を上回る時間額が設定されている６業種を掲載し、その四角枠の下に、太字で書いていますとおり、「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」の３業種は兵庫県最賃の適用となっていることを御確認いただけたと思います。

また、その特定最賃につきましては、表の右端の枠に「適用除外する労働者」の欄がありますとおり、各業種で賄いとか軽易な業務が適用除外となっていることと、その表の下に（注３）（注４）に記載しているとおり、「18 歳未満又は 65 歳以上の者」「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」、「雇入れ後 6 か月未満の者で技能習得中のもの」が適用除外となっていることに御留意ください。

そのうち、今年は 7 月 1 日及び 4 日に 7 件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。専門部会資料の 8 ページ目を御覧ください。ここに今年の特定最低賃金改正の申出状況を取りまとめています。

今回、改正の申出をいただきました 7 件の特定最低賃金につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと判断しましたので、7 月 18 日の本審におきまして、それらの申出について確認を行っていただきました。そのうえで、同本審において、その改正必要性の有無についての意見を求めるとともに、必要性が認められた場合には金額の改正決定についての調査審議も求めるという諮問をさせていただいております。

す。

資料の 9 ページ目にその諮問文の写しを、また、次の 10 ページ目には申出書を付けております。

兵庫県では、令和元年までは本審において各業種を一括して改正の必要性の審議を行ったうえで、各専門部会において金額審議のみを行っていましたが、令和 2 年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの委員意見を踏まえ、各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も 7 月の本審において確認されましたように、昨年同様、各専門部会においてその金額改正の必要性の有無にかかる審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性にかかる諮問と答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問と答申のそれぞれ二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっております。その辺りについて説明させていただきます。

専門部会資料の 2 ページ目以降を御覧いただきたいと思います。これが特定最低賃金にかかる審議の流れ等を分かり易く示した説明資料になります。

まず、その資料の 3 ページ目を御覧ください。特定最低賃金につきましては、最低賃金法第 15 条から第 19 条において規定されているもので、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するものとされております。

その決定については、労使のイニシアティブにより決まり、全国では 224 件設定されている状況となっております。

兵庫県では、先程申し上げましたとおり、9 件設定されている状況ではありますが、そのうち 7 件の改正申出があった状況となっております。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との関係についてですが、最賃法第 16 条により、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないと、法律上規定されています。

資料 4 ページ目を御覧ください。

右側に記載がある地域別最低賃金につきましては、兵庫県においては、現在のところ時間額 1,052 円ですが、これは全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットという役割・機能であることに対しまして、左側の特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしての役割設定されているところが大きく異なるところでございます。この地域別最賃につきましては、先の最低賃金審議会において、時間額 1,116 円とするという答申が出され、今後、異議の申出審議等を行って手続きが進んでいく予定となっております。

資料 5 ページ目を御覧ください。

特定最低賃金の決定、改正までのプロセスですが、関係労使からの申出がありましたら、労働局長が諮問を行い、審議会又はその専門部会で金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてか

ら効力発生という流れになります。

なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となるものです。

なお、資料には付けていないのですが、1点御留意いただきたい点がございします。昭和57年の中央最低賃金審議会答申では、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされております。つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになっております。

しかし、一方、平成14年の中賃の協議会報告におきましては、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされており、ここでは望ましいと表記することにより、全会一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んで報告されています。

以上のことから、特定最低賃金については、改正の必要性は全会一致が必須であり、その金額決定については全会一致が望ましいとされていることとなります。

また、改正の必要性がありとなった場合には、先程、御説明させていただきましたように、最賃法第16条で地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められていることから、地域別最賃より最低1円以上の金額で決定することが求められてきます。

また、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正は出来ませんので、改正額の上限はその最低額が限度となります。

具体的に言いますと、改正必要性ありとなった場合でも、8ページの一覧表の輸送用機械器具製造業での申出の一番低い金額1,200円を超えることは出来ないということとでございます。

事務局からの説明としましては以上でございます。

○千田部会長

ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

○各委員

(意見なし)

○千田部会長

それでは、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

○安積賃金室長

はい。では、私から、配布させていただいております資料の33ページから125ページ

ジまでの経済概況や雇用状況等の資料について説明させていただき、その後、13 ページから 32 ページまでに記載しております兵庫労働局において実施した基礎調査の結果について、事務局の村田からその概要を説明させていただきます。

(以下資料 33 ページから 125 ページまで説明)

○村田労働基準監督官

賃金室の村田です。

私から、基礎調査結果関係資料について説明させていただきます。

(以下の資料 13 ページから 32 ページまでについて説明。)

○千田部会長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますか。

○各委員

(特になし。)

○千田部会長

それでは、審議を続けます。

事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性なしということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦勞をお掛け致しますが、よろしくお願いします。

それでは、まず労使それぞれから、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。

その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たこととなり、答申を行うこととなります。また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。

では、最初に、労使双方それぞれで、意見調整する時間が必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○千田部会長

それでは、10 分程度でお願いします。

(労使それぞれ、別室で意見調整。)

○千田部会長

それでは、審議を再開します。

では、改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に係る考え等をお聞きしたいと思います。

それではお願いします。

○小西委員

はい、小西から説明させていただきます。

足もとの取り巻く環境は、日本経済では、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかに回復しているものの、米国の通商政策等による不透明感がみられており、兵庫県下においても概ね同様の景況感にあります。輸送用機械器具製造業においては、鉄道車両において減少傾向が見られるものの、船舶では新造船発注の増加により 3 年以上の手持ち工事量となっております。航空機においても 2025 年の航空機生産は、防衛・民間全分野の旺盛な需要を背景に過去最高のレベルに達している状況にあります。

一方、生活面では、消費者物価は、消費者物価指数、持ち家の帰属家賃を除く総合、において、兵庫県では、2024 年平均 3.3%、2025 年に入ってから、3.9 から 4.8% の間で推移するなど、物価高騰が継続しております。また、昨年来、価格高騰と取り沙汰されていたコメ等も含めると、消費者物価指数以上の生活面での物価高騰を感じております。更に、物価を反映した実質賃金では、令和 4 年から 3 年連続マイナスで本年に入っても 5 か月連続マイナスであり、兵庫県においても同様の状況にある等、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状態にあります。

そうした状況のもと、今年度の兵庫県地域別最低賃金については、プラス 64 円、1 時間 1,116 円と過去最高の改定となりました。一方で、兵庫県の輸送用機械器具製造業の最低賃金は、生産年齢人口が減少していくなかで、優秀な人材の確保・定着が引き続き、当該産業の維持・発展に向けた重要な課題であることや、当該産業では専門性が求められる作業も多くあることからすれば、それに見合う水準として、引き続き地賃よりも優位性のある水準であることが必要と考えます。また、特定最低賃金が公になることからすれば、現在課題となっている中小企業を中心とした価格転嫁への波及など、特定最低賃金の本来的意義である事業の公正競争の確保にもつながるのではないかと考えます。

また、今年の春闘においては、兵庫県では製造業の賃上げ率 5.18% と引き続き高いレベルでの回答が示されていることや、輸送用機械器具製造業に関わる労働組合を見

ると、今年度においても大幅な賃上げが実現しております。この賃上げの流れを、輸送用機械器具製造業に関わる未組織労働者に波及させることで、輸送用機械器具製造業の魅力を高めるとともに、そこで働く人々の生活の安定や、経済の好循環の流れにもつながるものと考えます。

これらの状況等を勘案し、今年度の輸送用機械器具製造業の最低賃金改定についても、「必要性あり」と判断し、労働者側より金額改正の申出を行った次第です。

最後に、輸送用特定最低賃金の改正にあたっては、当該産業の魅力、技術・技能の伝承、人材の確保・定着など、将来にわたる発展と成長を見据え、当該産業労使の真摯な議論により積み上げてきたものと認識しており、引き続きの特定最低賃金の改正を行って参りたいと思います。

以上です。

○千田部会長

ありがとうございます。

それでは、次に使用者側委員からお願いします

○鈴木委員

使用者側委員の考えを鈴木が述べさせていただきます。

昨今、賃上げに関しては、かなり高い水準で行ってきたという認識でおります。

そんな中、先ほどの基礎調査の資料の御説明の中、17 ページに未満率がございました。ここを確認しますと未満率は上昇傾向ということで、やはり中小の企業において特定最賃における上昇率が厳しいということが一つ見て取れると思っております。

さきの国会の予算委員会で、国会議員の方が地方を回られて話を聞いたところ、やはり大手の賃上げを見て中小も頑張っているが、2年たって賃上げをしてきたがそろそろ限界という声があると審議の中でおっしゃっていました。また、この審議の中で、成長産業に労働移動を促していくことが大切だとおっしゃっていました。

そんな中、特定最賃の意義ということに焦点を当てますと、近年の産業構造や労働市場の変化に伴い、この特定最賃の意義を考えないといけないのかなと考えております。一つの案としては、一つに一本化していくというのも考え方と思っております。

この最賃制度が特定と地賃とがある中で、労働者にとってもこの二重構造というのが非常に分かりにくいというのも一つあるのかなと思いますし、この兵庫県の専門部会においては地賃より上回っておりますが、全体感で見ると、地賃に飲まれている所が結構ある中で、非常に形骸化しているという考え方も一つあるのではないかと考えております。

これは先の国会の予算委員会で話し合われたとおり、労働市場の柔軟性確保が大切な議論の論点になるかと思いますが、幸いにして、この輸送用機器は成熟産業でありまして、賃金という観点の魅力ということもあります。賃金以外のトータルの働き方の環境も合わせた魅力作りを踏まえると、最低賃金のところだけに焦点を当てると

いうことの意義について考えることも必要なかなと思います。そういったことからすると、今この状況において、中小の経営が厳しい中で、今回のような大幅な賃金上昇を考えるとなかなかついていけるところは少なく、それこそ雇用の確保という点で、その責任を担っていけるかどうかという問題もありますので、そういうところをトータルに考えると必要性について今回に関しては「なし」と主張させていただきたいと思います。

以上でございます。

○千田部会長

ありがとうございます。

現状では労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。

では、最初は使用者側委員からお話をお聞きしてよろしいですか。

(別室にて公使協議、その後公労協議)

○千田部会長

それでは審議を再開します。

ただいま、公益委員で労側、使側からそれぞれお話をさせていただきました。

結論から言うと、今日の時点では、まだ労使双方の御意見に隔たりがあり、本日はここで審議を終了し、次回において引き続き審議したいと思います。

労側の主張としましては、兵庫県の代表的産業としての輸送用機器製造業の魅力を高めていく、発信していく中で、春闘の賃上げの結果、あるいはその他各企業・産業で賃上げが行われているという状況に対して、きっちりと輸送用としてもその流れに追いついて産業の魅力を保持・向上していくという観点。もう一つは、輸送用機械器具製造業に携わる労働者の生活の安定・維持向上を図っていくために引き続き特質の改正の必要性があるという御意見でした。

これに対し、使用者側としては、ここ最近の高い水準の賃金の引上げが続いている中で、中小企業が限界に来ているという厳しい状況に鑑みて、これ以上はなかなか難しいというところと、この特定最賃の扱いをどうするのかというところを含めて議論が必要であるという点を踏まえて、本年度については改正の必要性はないという御意見をいただきました。

ということで、現段階では意見の一致には至っておりません。

ただ、労使共もう少し議論を続けていきたいと伺っておりますので、次回引き続き必要性の有無について審議したいと思います。

では次回の日程等について、事務局から説明をお願いします。

○安積賃金室長

次回は9月9日、火曜日、午前10時からで予定しておりますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

では次回は、9月9日、火曜日、午前10時からの開催とします。

次回は改正必要性審議の2回目ですが、引き続き公開とします。事務局は他に連絡事項とかございますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○千田部会長

それでは、本日の審議は、これで終了とします。

どうもありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

千田 直毅

小西 啓介

松岡 直哉